**令和５年度 第１回大阪府障がい者自立支援協議会 議事録**

開催日時：令和５年９月１９日（火）　午後３時～午後５時

会場：大阪赤十字会館　３０１会議室

出席委員

石井　寛人 社会福祉法人 摂津宥和会　摂津市障害者総合支援センター　施設長

（大阪府障がい者相談支援アドバイザー）

上田　一裕 一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会　副会長

大竹　浩司　　　公益社団法人 大阪聴力障害者協会　会長

片山　泰一 大阪大学大学院　連合小児発達学研究科　教授

叶井　泰幸 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会　地域福祉部長

上林　孝子 公益社団法人 大阪府看護協会　副会長

北村　友隆 社会福祉法人　和光福祉会　法人事務局長

黒田　隆之 桃山学院大学 社会学部　教授

小尾　隆一 社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会　常務理事

潮谷　光人　　　東大阪大学 こども学部こども学科　教授

新宅　治夫 大阪公立大学大学院 医学研究科 障がい医学・再生医学寄附講座　特任教授

谷口　泰司 関西福祉大学 社会福祉学部 　教授

たにぐち　まゆ　大阪精神障害者連絡会　事務局長

辻　博文 医療法人清風会 茨木病院 法人事務局長 兼 診療支援部長

（大阪府障がい者相談支援アドバイザー）

辻井　誠人　　　桃山学院大学 副学長兼社会学部 教授

寺田　一男 一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会　会長

原　順子　　　　四天王寺大学 人文社会学部人間福祉学科　教授

平野　貴久　　　社会福祉法人 北摂杉の子会　地域生活支援部統括部長

古谷　護 独立行政法人 高齢・障がい・求職者雇用支援機構 大阪支部 大阪障害者職業センター　所長

本多　義治　　　一般社団法人 大阪精神科病院協会　副会長

水島　群子　　　社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団　じょぶライフだいせん　所長

南　大 介　　　 岬町 しあわせ創造部 地域福祉課長

**令和５年度　第１回大阪府障がい者自立支援協議会**

○事務局

定刻となりましたので、ただ今から「令和５年度第１回 大阪府障がい者自立支援協議会」を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、会議の開会に先立ち、福祉部障がい福祉室長よりご挨拶申し上げます。

○事務局

大阪府障がい福祉室長の田中でございます。令和５年第1回大阪府障がい者自立支援協議会の開催にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中、また9月とはいえ大変暑い中、当協議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。日頃より、大阪府の障がい福祉行政の推進に格別のご理解とご協力を賜っております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本日の会議は、主に本協議会における地域支援の取り組み及び令和5年度における各部会の活動状況を報告した上でご議論をいただく予定としております。

また、本年3月には、地域における障がい者等の支援体制についての提言をいただいております。この提言を踏まえた現在の検討状況等について、本日報告をさせていただく予定でございます。大阪府といたしましては、各市町村において設置されております自立支援協議会と連携をして、障がいのある方々の地域での自立と安心して暮らせる社会の実現に向け、引き続きしっかり取り組んで参りたいと考えております。

委員の皆様には、当協議会での議論が有意義なものとなりますよう忌憚のないご意見ご提案等をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

本日は、今年度最初の開催でありますこと、また今回より新たに当協議会に参画いただく予定の委員の方々もおられますので、改めて委員の皆様をご紹介させていただきます。紹介させていただきましたら一言ずつご挨拶をお願いします。

（委員紹介）

本日は委員数28名のうち22名のご出席をいただいております。

大阪府障がい者自立支援協議会規則（以下「協議会規則」といいます。）第5条第2項の規定により、委員の過半数の出席をもちまして、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして事務局ですが、障がい福祉室関係課が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に移ります前に、お手元の資料の確認をお願いします。

（資料確認）

それでは大阪府附属機関条例および協議会規則に基づき、本協議会を運営してまいりたいと存じますので、よろしくお願いします。本協議会は運営要綱の規定により原則公開としております。個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただく場合は一部非公開ということで傍聴の方にご退席いただくことになりますので、プライバシーに関わるご発言をされる場合はお申し出ください。

また、この会議では、手話通訳を利用されている委員、点字版の資料を使用されている委員がおられます。情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際はその都度お名前をおっしゃっていただくとともに、ゆっくりかつはっきりとご発言をお願いいたします。

また、点字資料は、墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり、言及されたりする場合は、具体的な箇所を読み上げる等、ご配慮をお願いいたします。

続きまして、会長については協議会規則第4条第1項に基づき、委員の互選によりこれを定めるとしています。そのため、委員の皆様には、これにより会長を選任していただきます。ご意見をお願いいたします。

○委員

本協議会の設置の目的に照らし、会長の任には公平、中立的立場と幅広い見識を要することから関西福祉大学の谷口泰司委員にお願いしたいと思いますがいかかでしょうか。

〇各委員

異議なし

○事務局

ありがとうございます。それでは、ご異議がないようですので、協議会規則第5条1項に基づき、本日の議長を谷口会長にお願いいたします。谷口会長、議事進行をよろしくお願いします

○会長

はい。ただいま、ご指名に預かりまして、会長職を務めさせていただきたいと思いますが、先ほど幅広い見識との発言をいただきましたが、大阪府のことに関しては本当に皆様方の方が詳しいかと思いますので、議事進行に徹しまして、その代わりに皆様方の忌憚ないご意見を頂戴したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、もう少し手続き的なことを進めさせていただければと思いますが、議事に入ります前に、委員の指名等をさせていただければと思います。本協議会の規則第4条第3項には、会長があらかじめ指名する委員が職務を代理するとされていますので、私の方から、同項に基づきまして黒田委員様を指名させていただければと思います。よろしくお願い致します。

次に部会委員の方の交代がございましたので、ご報告させていただきます。協議会規則第6条第2項の規定に部会に属する委員等は会長が指名するとされております。私から同規則に基づきまして、指名をさせていただきました。各部会の名簿に関しましては皆様方のお手元に配付させていただいておりますのでご参考にいただければと思います。網掛けしている方が、今回交代された委員となっております。よろしいでしょうか。

〇各委員

異議なし

○会長

お手元の次第に沿って議事を進めて参りたいと思いますが、議題としては大きく二つ、まず一つ目は、令和5年度の自立支援協議会による地域支援の取り組み、これについては若干議決事項がございます。

その後、各部会の活動報告、こちらにつきましては、どちらかと言えば中間報告になりますので、どうぞ忌憚のないご意見を頂戴できればと思っております。

それでは、まず議題1の大阪府障がい者自立支援協議会による地域支援の取り組みについて、資料1に沿いまして、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局

障がい福祉企画課でございます。大阪府障がい者自立支援協議会における地域支援の取り組みについて、事務局よりご説明いたします。

資料１をご覧ください。点字資料は１ページになります。協議会では、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援を通じた、地域における障がい者支援のバックアップなどを主に協議しております。協議会の具体的な取り組みとして、平成29年度より、市町村における地域自立支援協議会について、ヒアリング等で現状を把握し、課題や対応策を整理・検討した上でそれらの課題解決のため、大阪府障がい者相談支援アドバイザーを派遣し、助言等による後方支援を実施することにしております。なお、ここで言う大阪府障がい者相談支援アドバイザーとは、平成19年度に地域自立支援協議会の設置支援を目的として創設されたもので、地域における相談支援体制づくりや協議会活性化のための助言等を行っていただく方でございます。

それでは、今年度のアドバイザー派遣候補先について説明をさせていただきます。まず、派遣候補先を選定する上で、10市町の地域自立支援協議会に対しヒアリングを実施しております。ヒアリングの実施にあたっては、法改正により基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務となったこと等を踏まえ、基幹相談支援センター未設置であるという点も考慮しました。

詳細についてはこのあとご説明させていただきますが、ヒアリング内容等を踏まえ、アドバイザー派遣により地域自立支援協議会のさらなる活性化が見込まれると期待できる池田市の自立支援協議会に対し、アドバイザーを派遣したいと考えております。

２ページをご覧ください。点字資料は３ページです。まずは新たな派遣候補となる池田市でございます。現状ですが、協議会については、近年の新型コロナウイルス感染症の影響によって、これまで十分な開催ができていない状況でした。また、地域自立支援協議会の運営について、個別課題から地域課題を抽出した事例はあるものの、客観的なデータに基づいた検討が行えていない状況にあり、地域自立支援協議会の機能を十分に活用することができていませんでした。

次に課題としましては、主に三つの課題があります。1点目は、構成員が共通の目標を常に持ち、官民双方が地域課題に対して前向きに取り組んでいけるよう、地域自立支援協議会の目的や役割を構成員が十分理解する必要があること。2点目が、基幹相談支援センターを中心に地域自立支援協議会のあり方を検討し、全体を見直す必要があること。3点目が、個別の支援課題を集約・分析し、地域課題として共有し、解決を図ることができるよう、取り組む必要があること。以上３点が課題となります。

次に派遣理由としましては、まずは、地域自立支援協議会の参加者全員が主体的に参加し、共通の目標を持って地域課題の解決に取り組んでいけるよう、地域自立支援協議会の目的や役割・機能の理解を促進すること。次に、アドバイザーが実情を把握した上で、基幹相談支援センターを中心に地域自立支援協議会の運営方法の改善等について検討を行い、相談支援連絡会で取り扱う個別課題からの地域課題の抽出や抽出した課題の解決に向けた地域自立支援協議会の仕組みの構築等の助言を行うことを考えております。

続いて、令和４年から継続している羽曳野市、泉大津市・忠岡町の実施状況です。３ページをご覧ください。点字資料は７ページです。まず昨年度、羽曳野市へ派遣した経緯・理由でございますが、羽曳野市の課題として２つの課題がありました。1点目は、基幹、委託、指定特定等の役割分担や連携について、どのような役割分担と連携が、相談支援体制を充実させるために効果的なのか、地域自立支援協議会の枠組み等も活用しながら、市の実情に合わせ、検討していく必要があること。2点目が、新任や経験の浅い相談支援専門員を地域で支えていくことができるよう、「専門性の高い支援の実施やスーパーバイズ」等の取組をさらに充実させることが課題でした。

具体的な支援内容でございますが、昨年度は、市の相談支援体制の現状等を詳細に聞き取ることにより、地域の現状を把握するとともに、基幹相談支援センターの設置にあたっては、業務内容として人材育成の部分を第一に考えながら、委託相談支援事業所との役割分担も考えていく必要があることを助言しております。また、アドバイザー自身が地域の実態を把握する必要があり、中立公正な立場で優れた部分と課題を抽出するため、委託相談支援事業所から相談支援体制の現状等を詳細に聞き取ることにより、地域アセスメントを実施しております。その地域アセスメントを実施した結果から導き出された相談支援体制等を検証した上で、今年度は、その課題案及び解決案をアドバイザーから提示するとともに、市、委託相談支援事業所との間で意見交換を行っております。基幹相談支援センターの設置については、派遣時に毎回進捗状況を確認していますが、他市の状況を確認するなどを含め、市は設置に向けて検討されております。

今後の見通しでございます。今後、市、委託相談支援事業所との間で相談支援の役割整理を行った上で、基幹相談支援センターの事業内容の明確化を図るとともに、地域自立支援協議会の役割や機能の周知等を図る必要があります。これまでの支援により、委託事業所の方は相談支援体制を整理した上で、再構築する意向が高まっており、参加者全員が同じ方向を向いて動き始めていますが、今後自立支援推進会議の役割や機能の周知、牽引役の明確化を図る必要があります。そのため、引き続き、羽曳野市の自立支援推進会議へアドバイザーの派遣を継続したいと考えております。

次に５ページをご覧ください。点字資料は１３ページです。羽曳野市と同様に、継続してアドバイザー派遣している泉大津市・忠岡町の実施状況の報告でございます。

泉大津市・忠岡町へ派遣した経緯・理由ですが、泉大津市・忠岡町の課題としては、主に２つの課題がありました。1点目は、泉大津市・忠岡町が共同で運営している地域自立支援協議会の参加者全員が主体的に参加し、共通の目標を持って地域課題の解決に取り組んでいけるよう、地域自立支援協議会の役割や目的、機能の理解を促進すること。2点目が、地域自立支援協議会がコロナ禍の影響もあって書面開催が続いており、機能を活用しきれてなかったため、アドバイザーが実情を把握した上で、基幹相談支援センターの設置を含めた相談体制全体の見直しを図るとともに、地域自立支援協議会の運営方法等について検討を行うことが課題でした。

具体的な支援内容でございますが、昨年度は、現在の協議会の運営状況を踏まえると、まずは協議会の構成員間で、協議会の目的や役割・機能を再確認する必要があること、地域の課題を解決するためには、地域の関係者と十分議論することができる協議会を活用し、そのネットワークの中で解決をしていくことが重要である旨の助言しております。今年度は、まず、行政の担当者が協議会の役割を再認識し、地域の現状や課題などの情報共有ができるよう、協議会の役割についてアドバイザーが講義するとともに、現在、泉大津市・忠岡町ともに、基幹相談支援センターの設置の検討をしているため、協議会の運営の要となる基幹相談支援センターの役割、機能についても講義しております。

今後の見通しでございます。今後、協議会の状況、基幹相談支援センター等について、アドバイザーの各講義を踏まえ、質疑応答を実施することにより、理解を深めていくこと、基幹相談支援センターの設置検討の進捗に併せて、協議会運営についての助言や課題の整理を行っていく必要があります。そのため、引き続き、泉大津市・忠岡町の自立支援協議会へアドバイザーの派遣を継続したいと考えております。

○会長

はい。ありがとうございました。それでは、本日ご出席の委員が、羽曳野市、泉大津市、忠岡町に大阪府障がい者相談支援アドバイザーとして、派遣されているとお聞きしておりますので、委員の方から、先程の説明に補足がございましたらお願いしたいと思います。

 ○委員

　私の方からは、羽曳野市及び泉大津市、忠岡町へのアドバイザー派遣の実際というところで少し補足をさせていただきたいと思います。まず、このアドバイザー派遣事業は先程もご説明ございましたが、大きく言うと、市町村に対する助言となりますが、方法としましては市町村自らが相談支援体制や協議会の運営等について、自ら手を挙げてアドバイザー派遣を依頼する形と今回ここでご議論いただいております大阪府障がい者自立支援協議会の地域支援の取り組みとしてアドバイザー派遣する、この二つの方法がございます。後者につきましては、市町村自らが来てほしいと手を挙げたわけではなく、この場で皆さんのご意見をもとに決まっていくということですので、そこに私がアドバイザーとして行くという、1回目は相当強い緊張感を持って行きます。よく冗談で、相手の方に要は大阪人ですので笑っていただいて、緊張をほぐす方法をよくしますが、「今日は防弾チョッキを着てきました」等言うなど、冗談も混ぜ持って話をしますが、相当強い警戒感を持たれることも少なくございません。

羽曳野市についても、まず行政は当初基幹相談支援センターを設置するという目的だけを先行され、その基幹相談支援センターの役割というところを十分に詰めないまま、委託先をどうするかというところに終始されておりました。そのため私の方で基幹相談支援センターのあり方、厚生労働省が提示している基幹相談支援センターのあり方を基本に説明しながら、地域の実態に応じてアレンジしていいという話をし、また、併せて自立支援協議会につきましても、そもそもの役割機能とをしっかりとご理解いただくためにまずは行政の方に対しての聞き取りを行い、それから民間事業者にも聞き取りを丁寧に行い、それをもとに私の方が地域アセスメント、ケアマネジメントの手法によるアセスメントを実施して、アセスメント結果を行政の方と民間事業者の方にお伝えさせていただきました。これは正直申し上げて相当私も緊張感を持ってしました。このプロセスで行政の方も相談支援事業者の方も相当私に対する警戒感が薄れたというか、信頼が生まれて、行政と相談支援事業者、アドバイザーの協働3者で、新たに作り上げていこうという気持ちや統一感が生まれてきて、もうそうなってきますとほぼ私のアドバイザーの仕事は終わりかなと思っていまして、もうアドバイザーが行かなくてもおそらく市町村の方々でこれから上手くやっていかれると、今年度いっぱいは、毎月行かしていただいて終了いう形で見通しが立ったと感じています。基幹相談支援センターの設置についても、もう一息のところまで来ています。

　続いて、泉大津市・忠岡町については、私はまだ現在のところ3回だけということで、こちらの方は、正直私の方からもあまり詳しくお話できるだけのものはございませんが、行政が、協議会の必要性にまだ疑問を抱いている状況です。

相談支援体制についての改善をしていくという強い意識がまだない現状がございます。まだ警戒感を持っていると思いますが、まずは丁寧に行政の方から、現状についての聞き取りを行い、そして、本来あるべき自立支援協議会の姿や相談支援体制についての講義を2回に分けてしています。次回、来月上旬に行く予定にしていますが、そこでは私の講義を聞いていただいた上で、両市町の疑問点、感じたことなどをお話いただき、しばらくは時間をかけてゆっくりと行政の方とお話を重ね、相談支援事業者などを巻き込んだ検討の場の設置というところに持っていけるよう考えています。以上でございます。

○会長

　はい。ありがとうございました。特に泉大津市・忠岡町については非常にまだ乗り越えなければいけない様々な課題があるとお伺いしましたが、それではただいまの事務局の説明、それから委員の補足につきまして、委員の皆様から何かご意見ご質問等はございませんでしょうか。

　○委員

　はい。ご説明ありがとうございました。委員に少しお伺いしたいが、例えば羽曳野市の場合、そもそも基幹相談支援センターをどこに委託するかという委託先探しが目的になっているが、地域アセスメントを行っていくことでその考え方が変わってきたということだと思いますが、具体的に委託はするのかもしれませんが、そのアセスメントの結果を踏まえて、役所の方であるとか、地域の事業所の方達がどのように考え方が変わったのかということを少しお話しいただけたらなと思います。よろしくお願いします。

　○委員

　まず、この羽曳野市に限らず、国の方から様々な法律、制度が改正されて、市町村に役割責任が生じた時にどうしても行政の市町村の方は、それを自らするか委託してもいいのであればどこに委託するかという、その点に動きがちです。実際に事業開始した後に行政がイメージしていた事業内容と受託する側の事業者の事業内容は間違いなくすれ違いが生じてきます。そのため、地域アセスメントの結果、既存の相談支援体制における長所及び課題、これをまずは基幹センターの設置の目的の前に既存の相談支援体制についての評価を皆でしていきましょうと、そのため羽曳野市版として、国が提示した相談支援体制の役割を別に国が提示した通りにやる必要はないので、羽曳野市に応じたやり方ということをまずは皆で考えていきましょうと、ここで、意識が非常に変わりました。皆で考えて変えることができるということです。ただ、変えるためのリーダーシップという点では、非常に難しい問題ですので、なかなか声が上がらなかった部分は、アドバイザーが声を上げて、仮にリーダーとして牽引し、あとはお願いという形が上手にできたとは思っています。

　○委員

　泉大津市・忠岡町のところの協議会の運営支援のところで、派遣決定理由のところに書いてあることについて、教えていただきたいが、コロナ禍の影響もあって、自立支援協議会は書面開催が続いているとあるが、協議会は、様々な立場の方が意見を出し合って、意見交換しながら進めていくことが、そもそものものかと。何かを決めるというより、むしろそういう場ではないかと私はイメージしているが、それを書面開催でやるということはどういうものか。少しイメージができないので、その辺ご存じであれば教えていただければと思います。委員にお願いしてよろしいでしょうか。

　○委員

はい。その点につきまして、いわゆる書面開催をされていることは、ここには長期間しているように見えるが、実は自立支援協議会が開催されていない状況で、開催されていないと、冒頭にも先ほど私も説明しましたように行政において協議会の運営による協議会自身の効果に疑問をもっている状況で、なかなか行政が協議の再開に向けたリーダーシップを発揮できない状態という点が1点あると思います。現状そこからまずはメスを入れていくとこになるが、ゆっくりと時間をかけてという形でしています。このような協議会は、先生のご指摘がありますように、いわゆる地域自立支援協議会はどれだけ協議会の目的に応じた運営がされているかというところの検証・評価は、まだまだ進んでいないのでおそらく開催されていても、何のために協議会をやっているかが分からないというお声も物凄くあると思っています。

　○会長

　はい。自治体あるあるというか、一歩出て話し合えば、ぱっと解けると思いますが、そこの一歩が出にくいところ。

　○委員

　今の協議会のあり方のところを少し補足、委員の方も言われていたが、全国どの協議会でも多分起こり得ると思うが、私がアドバイザーで、様々な市町村を見る中で最近特によく感じるのが、協議会の立ち上げ当初は、これから新たなことを始めるとのことで、結構どの市町村も積極的に取り組むことをされてきたと思います。ただ、年数が経ってくると担当の市町村の職員も異動で変わるなどにより、協議会は、設置されているが、どのような目的で、何のためにやるのかという目的を忘れたまま会議のみを開催するという形が、多くなってきている。そうなってくると行政側の立場からすると、議論してというよりは、滞りなく会議を進めていくことに重きを置くことになりますので、あらかじめ決められたことを行政が進めていこうとする。例えば相談支援事業所の方が委員として入ったとしても、事業所の方は非常に忙しい毎日を過ごしているのでそこの場に行って色々議論するというよりはもう、ぱっと参加して、ぱっと帰ってくるというような形になって、双方の問題がやっぱり出てきていると思う。そのため、今話があった通り本来その場の中で「ああだこうだ。」と様々な議論をして、地域特性はどうなっているというところもその地域で活動する方々だからこそ分かる地域特性を議論していただいた上で、その市町村らしい協議会を作っていってもらうということが本来の形だと思うが、それがもうできなくなってきている現状が、今よく言われている形骸化ということだと思います。

　○会長

　はい。ありがとうございました。新たに立ち上げた後のメンテナンスというか、そこが重要というご指摘かと思います。泉大津市は、その前の段階ということで、今後そこからまたメンテナンスになっていった時に行政職員が異動しても腰の強い組織として続くような、そのような仕掛けとしてはどういうものがあるのかということで、その辺りまた委員の皆様からご意見がありましたらまた教えていただければと思います。

　それでは、時間の関係もございますので、ただいまの事務局からの説明、委員の補足、それから委員の皆様からのご意見ご質問等、踏まえた上でとなりますが、事務局の提案の通り池田市に新たにアドバイザーを派遣するということ、それから羽曳野市、そして泉大津市及び忠岡町には継続して派遣していくということ、これについて決定して参りたいと思いますが、ご異議等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

　○各委員

　異議なし

○会長

はい。それではですね、池田市、そして羽曳野市、泉大津市、忠岡町に派遣ということで決めたいと思います。

次にその他のですね、市町村のヒアリング、それから地域自立支援協議会の情報交換会等を実施されていようなので、これにつきまして引き続き事務局から説明をお願いできますでしょうか。

○事務局

障がい福祉企画課でございます。引き続き、他の地域自立支援協議会に対するヒアリングの実施結果等についてご説明させていただきます。本日は、時間の都合上、ヒアリングの詳細については、別添の資料をご覧いただきながら、各市町村の特徴的な部分についてのみ簡単にご説明いたします。

資料６ページをご覧ください。点字資料は１６ページになります。まず、藤井寺市ですが、現在、基幹相談支援センターは未設置であり、基幹相談支援センターの設置を含め、相談支援機関の役割分担を整理する必要があります。また、委託相談支援事業所は、困難事例の対応に時間がかかる場合も多くあり、相談支援事業に支障が生じる場合には、行政と連携した上で、対応を図られています。

続きまして豊中市になります。地域自立支援協議会における事務局会議において、各専門部会、事業別連絡会等で明らかになった地域課題を共有し、優先順位も含め調整した上で運営会議に報告しております。運営会議はその報告を受け、全体会議での検討事項等を整理するなど、協議会の枠組みを活用し、地域課題の解決に取り組まれています。

次に７ページをご覧ください。枚方市になります。点字資料は２０ページでございます。全体会は、概ね年１回開催しており、各部会の活動報告などを総括しております。また、地域課題を認定する仕組みはないものの、６つの委託相談事業所で構成される幹事会が、部会から提出された個別課題を集約したものを地域課題と捉え、施策化につながる場合もあるとのことでした。

続きまして松原市になります。基幹相談支援センターは、地域自立支援協議会の事務局として運営を行っております。運営会議において、地域課題の評価や認定まではできておりませんが、市としての強みの確認やどういった社会資源が利用できるか等を確認することにより、地域課題の検討を進められております。

次に８ページをご覧ください。点字資料は２４ページになります。八尾市についてですが、地域課題については、個別支援会議で抽出された個別課題は事務局会議で優先順位等検討した上で、部会報告とともに、本会議で議論をされる仕組みとなっております。また、基幹相談支援センターは直営で設置し、複数名の専門職を配置することにより、人事異動があってもノウハウが引き継がれる体制を構築されております。

続きまして貝塚市です。基幹相談支援センターは、部会等の事務局運営を担い、複雑化した事例などの個別支援会議への積極的な参画をするなどその役割を果たしておられます。委託相談支援事業所は、指定特定相談支援事業から相談に応じることができるよう、あえてサービス等利用計画も作成されております。

また、泉州地域の５市1町とありますが、具体的には貝塚市、泉佐野市、田尻町、高石市、和泉市、岸和田市となります。今年度から、阪南市も加わる予定となっておりますが、基幹相談支援センターの会議体を設け、各市町の計画相談支援の運用状況等を検討するとともに、相談支援体制の強化への取り組みとして、合同で初任者対象のゼミを開催する機会を設けるなどをしております。

９ページをご覧ください。点字資料は２７ページになります。茨木市についてですが、地域自立支援協議会は、全体会、定例会、事務局会議、専門部会等で構成されております。定例会、事務局会議において、構成メンバーが重なるということもあり、同じ内容を繰り返す部分もありますが、定例会においては、毎回質問シートを各構成員に事前に送付するなど、意見が述べやすい環境を構築されています。

また、地域自立支援協議会で本来議論すべき内容を構成員が理解しやすいよう、全体会の実施内容などを広く周知することで、要望の場とならないように工夫がされております。

最後になります。阪南市及び岬町でございます。令和３年度から直営で基幹相談支援センターを設置しております。設置前後における業務内容、業務量に変化はないとのことでしたが、その理由としては、従前から市が基幹相談支援センターの役割を担っていたことが挙げられます。基幹相談支援センターの役割等については、市内の相談支援事業所は、設置当初、十分な理解が得られない部分もありましたが、徐々に浸透しつつあります。市町村ヒアリングの結果は以上でございます。

続きまして、１０ページをご覧ください。点字資料は３１ページとなります。その他の取組みとしまして、地域支援のもう一つの取組みとして実施している地域自立支援協議会情報交換会についてご説明いたします。

情報交換会は、地域自立支援協議会を対象として、研修会の実施や好事例の共有、意見交換等を行うことで、地域自立支援協議会の活性化を目指すために、年２回定期的に実施しています。今年度の第1回情報交換会は７月2４日に開催し、約３０市町村の地域自立支援協議会の構成メンバー約６０名に参加していただきました。

情報交換会の内容としましては、協議会の皆さまから頂きました提言「地域における障がい者等への支援体制について」の概要の説明。地域生活支援拠点等の役割や機能について事務局から説明、貝塚市から『障害者自立支援協議会及び拠点等整備の取り組みについて』の内容を発表していただきました。これらの講義内容を踏まえ、グループに分かれ情報交換をいたしました。

続きまして、１１ページをご覧ください。点字資料は３３ページになります。最後に、自立支援協議会としてではございませんが、大阪府として実施しているアドバイザー派遣についてでございます。市町村自ら派遣依頼する場合は、市町村によって、短期間での派遣依頼や内容も単発の講義のような依頼など様々なケースもございますが、アドバイザーを派遣し、大阪府として各地域の協議会を支援しておりますので、大阪府障がい者自立相談支援センターよりご報告させていただきます。

　〇事務局

　大阪府障がい者自立相談支援センター地域支援課でございます。私の方から市町村から申し込みのあった申請型の派遣について報告いたします。今年度申請型につきましては、現在、昨年度から継続し、高槻市への派遣を実施しております。支援内容につきましては、昨年度はアドバイザー助言のもと自立支援協議会相談支援連絡会のコアメンバーで、高槻市版グループスーパービジョンの試行実施を行いました。今年度、初回の派遣では高槻市版グループスーパービジョンの実施に向けて、グループワークの運営等について、アドバイザーより助言を行っております。年度内に少なくとも1回は、高槻市版グループスーパービジョンの実施を行う予定です。その後、グループスーパービジョンの企画運営の中心を徐々に市の相談支援連絡会のコアメンバーへと移し、派遣の終結を目指します。

　○会長

　はい。ありがとうございました。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。非常にたくさんの自治体さんにヒアリングを行っていただき、アドバイザー派遣をしていただいているということですが、何かございませんでしょうか。

（意見なし）

　○会長

はい。それでは、まだまだご意見があるかと思いますが、時間の制約もございますので、次の議題に移らせていただきたいと思います。

　部会報告に入ります前に、昨年度協議会として意見を取りまとめました地域における障がい者等への支援体制について、これはまず事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

　○事務局

　障がい福祉企画課と申します。資料2－1に沿ってご説明差し上げます。障がい者の重度化や高齢化、さらには介護者の高齢化の課題が顕在化し、特に重度障がい者が、地域で安心して暮らすことができる環境整備が、今後益々必要になってきております。また、「既存の施設の役割や、その機能を活かした在宅サービスや地域との連携について検討が必要ではないか」というご意見を踏まえまして、昨年度の本協議会において、今後の施設に求められる役割や機能・地域との関わり等について議論いただき、障がい者団体さまからの意見も踏まえたうえで、本年３月に提言を取りまとめていただいたところであります。

　大阪府としましては、いただいた提言について、今後取り組みを進めていくことになりますが、すべての項目について一度に進めていくことは非常に困難であることから、まずは現在の検討状況について、２－１の資料の裏面に取りまとめさせていただきました。点字資料は９ページになります。

具体的には、後ほど部会報告の中でもご説明いただくことになりますが、資料２－２の参考にもありますように、令和５年７月にケアマネジメント推進部会から、「市町村の障がい者相談支援体制の充実・強化に向けて」の提言を市町村に対して発信していただいております。また、基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割を担う拠点であること等を踏まえ、今年度から新たに「基幹相談支援センター連絡会」を開催予定となっております。さらに、砂川厚生福祉センターで検討を続けてきた、重度かつ支援が困難な一定層の強度行動障がいの方への新しい支援モデル案を現在作成中となっております。民間事業所の困難事例に対しては、新しいアセスメントの実施や支援検討会へスーパーバイザーを派遣中でございます。

また、協議会の提言の項目「介護保険サービス利用に伴う関係者間の連携」に関しましては、相談支援専門員の専門コース別研修において、介護支援専門員との連携コースを設置予定となっております。また、先ほど説明させていただいた自立支援協議会情報交換会において、障がい福祉サービスにおける介護保険サービスとの連携をテーマにして、令和６年２月に開催する予定となっております。

最後に、令和5年8月21日地域支援推進部会基盤整備促進ワーキンググループにおいて検討している内容を、本日の部会報告の中で報告いただく予定です。

簡単ではございますが、まずは現在検討している状況等を報告させていただきました。それぞれの部会でもご議論いただいているところでもございますので、この後の部会報告でもご報告いただけるかと思います。

○会長

はい。ありがとうございました。大きくは先ほど事務局から説明がありました支援体制の再構築ということで概要をまずご説明をいただきましたが、引き続き、議題の二つ目でございますが、各部会の活動報告をお聞きしたいと思います。資料２－２に沿いまして、各部会長から順にご説明をお願いしたいと思いますが、その際には、事務局から説明がありましたように、本日報告をいただく部会の活動報告の中でも取り組みを始めている部分がございましたら、ご報告をいただければと思っております。それではまず、お手元の資料、ケアマネジメント推進部会について、部会長よりご報告をお願いしたいと思います。

　○委員

　ケアマネジメント推進部会です。資料の1ページ目をご覧ください。ケアマネジメント推進部会は基幹相談支援センターの機能強化や地域実情に応じた相談支援体制の整備を市町村ごとで強化・充実を図るという目的で検討を行っている部会になります。

これまでの議論というところで言いますと、主任相談支援員の研修であったり、地域での活用ということであったり、相談支援専門員の人材養成・相談支援体制のあり方について、検討を行っています。4年度においては市町村における相談支援体制の再構築をテーマに地域移行を支えるための相談支援体制の整備について検討を行い、第2回は相談支援の機能を発揮するため及びこれからの人材育成と確保のためについて議論を行いました。令和5年度は、6月1日に１回目を開いており、今回提言としてまとめさせてもらいました地域における障がい者等の支援体制、これを受けた形での相談支援のあり方についてということで取りまとめを行っています。この取りまとめについては、各市町村の方で今進んでおります第7期の障がい福祉計画及び第3期の障がい児福祉計画を策定するために、令和４年度に議論していた内容を取りまとめ、本部会から府及び市町村に対して提言をするという内容になっています。

第2回目については、冬頃に実施を予定してまして、大阪府主任相談支援専門員の養成と、またその活用に向けた大阪府相談支援専門員人材育成ビジョンのブラッシュアップということを行う予定をしています。以上でご報告とさせていただきます。

　○会長

　はい。ありがとうございました。委員の皆様からのご意見ご質問は、全ての部会の報告の後頂戴したいと思いますので、それでは引き続きまして、高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会ですが、本日は、部会長はご欠席のようですので、こちらは事務局の方から説明をお願いできますでしょうか。

　○事務局

　本日、部会長がご欠席のため、事務局地域生活支援課から高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会の中間報告をさせていただきます。墨字資料は、資料2－2の2ページ目をご覧ください。今年度の検討テーマとしては、高次脳機能障がいのある方が地域で安心して暮らし続けられるよう、各支援機関のネットワークを構築することを目標とし、昨年度、取り組んできた内容の妥当性や今後の方向性について、議論を行うこととしています。また、高次脳機能障がいの診断・治療が可能な医療機関の開拓や高次脳機能障がい児者の理解促進を図るための普及啓発の取組みの妥当性や方向性についても議論を行うこととしています。

令和５年度の部会の開催実績と進捗状況でございますが、第１回部会は、令和５年９月１３日に開催し、取組の進捗状況についてご議論をしていただきました。進捗状況としましては、今年度、泉州圏域及び中河内圏域で地域支援ネットワークを再構築していただくための最初のきっかけとしまして、地域別実践研修を実施していただく予定であります。それについて、大阪府としても後方支援を行っていきます。高次脳機能障がいの診断・治療が可能な医療機関一覧につきましては、大阪府のホームページに現在、８５か所の医療機関を掲載してございます。理解促進のための普及啓発としましては、令和５年６月18日に公民連携の取組みとしてイオンモール茨木にて普及啓発イベントを開催しました。当日のイベント内容としましては、高次脳機能障がいに関するミニ講義や脳トレ体験、作業所の作品展示や無料相談会を開催し、もずやんやミャクミャクとの撮影会も合わせて行いまして、多くの方々にご参加いただけました。

続いて、今後の予定ですが、第２回部会は令和６年２月から３月に開催予定で、地域支援ネットワークや普及啓発等の大阪府の取組について進捗状況をご報告し、それらの取組の方向性等について、議論を行っていただくこととしております。高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会の活動報告は以上でございます。

○会長

　はい。ありがとうございました。それでは続きまして、発達障がい児者支援体制整備検討部会、この活動報告につきまして、部会長よりお願いしたいと思います。

　○委員

　はい。それでは、お手元の資料3ページをご覧ください。大阪府発達障がい児者支援体制整備検討部会、今年度の部会テーマと令和5年度中の到達目標についてお話いたします。発達障がい児者支援施策は、第5次障がい者計画に基づき推進しているところですが、今年度、障がい者計画は中間見直しを行う予定とされていることから、今年度の発達障がい児者支援体制整備検討部会では、政策的に実施している「初診待機解消」と、「地域支援力向上事業」等の取組みについて、今後の方向性について検討を行うことにしています。また、府が先進的に発達障がい児への個別専門療育や支援ノウハウを通所支援事業所に提供する「発達支援拠点」と言われる6カ所の拠点が設置されていますが、令和6年度の改正児童福祉法の施行より、「児童発達支援センター」を中心とした地域の障がい児通所支援の体制整備を推進することとなっております。このため、発達障がい児支援体制の充実に向け、府が持っている６拠点「発達支援拠点」と、今後法改正により地域の中心的役割を担う「児童発達支援センター」の相互の役割を整理し、効果的な連携体制を検討することとしています。

　続きまして、令和５年度の開催実績についてですが、このような部会のテーマを掲げて9月14日に今年度第1回の部会を開催し、「発達支援拠点」と「児童発達支援センター」の連携体制の検討を行うとともに、「初診待機解消」や「地域支援力向上事業」等の取組みについて、令和６年度の方向性を検討いたしました。また、第2回は来年2月に開催予定としており、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画期間中における取組み状況等を検証する予定としています。なお、この部会の下に設置されております「こどもワーキンググループ」それから「成人ワーキンググループ」発達障がいに特に関係あるライフステージにまたがっているので、こどもワーキング、成人ワーキングをもって部会の諸課題を解決するように行っていますが、記載のとおり、それぞれ7月27日と8月30日に開催しており、これらワーキンググループの意見を踏まえて先週の部会に諮ったということでございます。

それからこれまでの進捗状況と今後の予定ということですが、先ほどのご報告と重複する部分もございますが、「第5次障がい者計画における発達障がい児者支援について」は、こども・成人の両ワーキンググループでの議論を踏まえて、部会では初診待機解消事業、地域支援力向上事業等の事業につきまして、どのように取り組んでいくか報告し、議論して参ります。また、「発達支援拠点」と「児童発達支援センター」の連携につきましては、引き続き国の動向を注視しながら、こどもワーキンググループの議論を踏まえ、支援体制の充実に向けた発達支援拠点と児童発達支援センターの連携体制について提案し、議論していこうということになっています。以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございました。それでは続きまして、障がい者虐待防止推進部会でございますが、部会長が、本日ご欠席でございますので、こちらも事務局から説明の方お願いできますでしょうか。

○事務局

障がい者虐待防止推進部会につきまして、部会長に代わり事務局、障がい福祉企画課から説明させていただきます。資料２－２の４ページをご覧ください。令和4年度の開催実績というところでございます。今年度の虐待部会につきましては、令和6年2月に開催を予定しております。部会等の検討テーマ、令和5年度中の到達目標をご覧ください。厚生労働省「障害者虐待防止法に基づく令和4年度の対応状況等に関する調査」いわゆる国調査ですが、その結果が公表されてからの開催としておりますので、開催時期は年度末としております。なお、ここ数年は国の公表が遅れており、部会開催時には未公表のため、少し古い2年前のデータを部会では提供しておりましたが、今年度は国から年内には調査結果を公表する予定と聞いておりますので、令和4年度の国調査における大阪府の状況と虐待対応の取組みを報告する予定です。また、大阪府及び市町村の取組みや各参画機関の虐待防止に向けた取組みについての情報を共有する予定です。

続きまして、これまでの進捗状況と今後の予定でございます。本部会は障害者虐待防止法第39条の「都道府県における関係機関との連携協力体制の整備」の趣旨をふまえ設置しているため、大阪府の障がい者虐待の対応状況の概要と取組みについて報告も行いますが、大阪府・市町村・関係機関の連携強化方策などについても議論が深まるような工夫を検討して開催しております。今後の府の取組みにつきましては、先ほども触れましたが、令和4年度の国調査の結果を踏まえた府の対応状況と取組み状況について取りまとめを行います。また、市町村間での虐待対応力の差が課題であると認識しているため、事例検討など新たな研修の取組みによる虐待対応力向上、また虐待防止ネットワークの整備促進の両軸で取組みを行っていきます。具体的には、①の市町村の虐待対応力の向上にもございますように研修ということで、市町村向けに初任者に対してということと現任者に対しての研修という形で分けております。

続きまして、専門性強化ということで、市町村における困難事例が発生した場合には、弁護士と社会福祉士を派遣しまして、助言を行っております。②の市町村だけではなく施設従事者による虐待の防止に向けた取り組みとして、障がい者福祉サービス事業所職員向けの研修も実施しております。③その他におきましても、近畿府県の障がい者虐待防止担当者と情報交換会を実施しているとともに、使用者虐待における労働局との連携ということで、定期的に労働局と打ち合わせ等を行いまして、連携を図っているところでございます。以上でございます。

〇会長

　はい。ありがとうございました。

それでは続きまして、地域支援推進部会の活動報告をさせていただきます。

地域支援推進部会では、入所施設あるいは精神科病院からの地域生活への移行、地域生活支援拠点等の整備、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を進めるために精神障がい者地域移行推進ワーキンググループと基盤整備促進ワーキンググループ、それぞれで検討を行っています。

まず、開催実績でございますが、資料２－３の２ページになりますけども令和4年度につきましては、精神障がい者地域移行推進ワーキンググループについて、8月4日に1回目として自立支援協議会後の3月23日に2回目を開催いたしました。令和5年度は、資料２－２になりますが、基盤整備促進ワーキンググループを８月２１日に１回、精神障がい者地域移行推進ワーキンググループを８月３１日に１回開催しています。

検討内容と状況につきまして、精神障がい者地域移行推進ワーキンググループにつきましては、令和4年度開催分において「大阪府長期入院精神障がい者退院支援強化事業」の実績を報告しまして、新型コロナ感染症の影響の大きさを確認しております。また、居住先確保の困難さ、あるいは身体合併症のある精神障がい者への対応に関しての地域差を共有いたしまして、引き続き大阪府の事業の継続は必要であるという意見を頂戴しています。

令和5年度の第1回ワーキンググループでは、令和4年度の精神科の長期入院患者の状況の確認、及び大阪府における「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に関しての現状確認を行なった上で、府の事業において個別支援を実施する中で見えてきた課題の共有を行っています。地域移行支援制度の活用が低調、など精神科病院からの地域移行における課題の中心に、そもそものケアマネジメントを誰が担うのかがあいまいだったり、あるいは設定しにくかったり、といった状況があることを確認しています。なお、2回目のワーキンググループは今年度の2月頃に開催予定でございまして、課題解決に向けた地域の取組みに関する好事例の実践報告などを予定しています。

次に、基盤整備促進ワーキンググループですけども、冒頭で事務局から説明がありました施設のあり方等も含めた部分がありましたので、ここ１、２年は開催が出来なかったわけでございますけども、７月に委員の選任を行いまして、先程申し上げましたように８月21日の第１回ワーキンググループにおきまして、昨年度自立支援協議会で発出された提言「地域における障がい者等への支援体制について」これを踏まえ現在の取組報告及び今後の施策の方向性について３つの検討項目を設定の上、議論を開始したところでございます。検討項目は、まず１つ目として、入所時、あるいは入所中の地域移行に向けた働きかけ、２点目としては、障がい者支援施設等の支援環境の整備、そして、地域生活支援拠点等の充実・強化、この３つになっています。

今後、経年的に実施する予定の「施設入所の待機者実態調査」にかかる調査項目へのご意見や入所施設からグループホームへの移行等にかかる今後の取り組みについてご意見を頂戴しました。また、地域生活支援拠点等の整備にあたっては、高齢者施設や病院等を含めて、この障がいの領域だけではない、いわゆる横断的な連携が必要になるというご意見を頂戴しています。今後、より具体的な施策展開を審議していくため、１２月頃に第２回基盤整備促進ワーキンググループの開催を予定しています。なお、先程の待機者の実態調査でございますが、府として、少し一歩踏み込んだ調査項目といいますか、待機者といっても本当にやむなく待機しているという場合と何としてもその施設の方がいいんだという、要は役割が違うということで、そこを精査して調査していこうというような取り組みでございますので、また結果はこの協議会の場でもご報告ができればと思っています。

はい。それではですね。続きまして就労支援部会の活動報告につきまして、こちらの部会長よりご報告をお願いしたいと思います。

　○委員

　はい。令和4年度及び令和5年度の就労支援部会及び工賃向上計画の推進に関する専門委員会の取組状況についてご報告いたします。まずは、令和4年度の開催実績についてですが、令和４年度開催実績及び検討状況について、資料２－３の３ページです。資料左側上段に令和4年度開催実績及び検討状況についてということで、前回の自立支援協議会開催後、令和４年度第２回就労支援部会及び令和４年度第２回工賃向上計画の推進に関する専門委員会を開催いたしました。まず、令和5年3月23日に開催されました就労支援部会については、事務局の方から令和４年度就労移行等連携調整事業の進捗状況等や次年度以降の取組みについて説明がありました。具体的には、一般就労の拡大に向けた取組みとして、就労継続支援Ａ型やＢ型事業所の支援者向けに「障がい者就労支援ガイドブック」作成していますが、その内容が主な説明内容でした。

　令和5年3月9日に開催されました工賃向上委員会については、事務局より、工賃向上計画支援事業の進捗状況等や令和５年度版の工賃向上計画について説明がありました。その際の主な委員からの意見ということでは、事業所が求める研修や障がい福祉施設で製造される製品の認知度向上についてや、就労継続支援事業所の表彰制度についても検討を行っています。資料左側下段についてですが、令和４年度の検討結果については、資料記載のとおりです。

　続きまして、令和5年度の開催実績と予定ですが、資料2－2の6ページの方にございます。まず、資料上段ですが、就労支援部会のテーマ・到達目標については、令和5年度においても引き続き第5次障がい者福祉計画の最重点施策であります「障がい者の就労支援の強化」ということになっています。資料左側に移りまして、今年度の開催実績については、就労支援部会を8月31日、工賃向上委員会を9月8日に開催しております。資料右側について、これまでの進捗状況と今後の予定についてということですが、進捗状況につきましては、就労支援部会においては、障がい福祉計画の進捗状況や就労人数調査、令和３年度から令和５年度の就労移行等連携調整事業の課題を整理し、今後の取組について審議をしました。また、工賃向上委員会では、これまでの取組み実績、工賃実績調査、他府県との比較などを踏まえ、令和６年度から８年度の大阪府工賃向上計画についての方向性を検討しています。また、就労継続支援優良取組表彰の改正についても意見を聴取しています。

今後の予定は、就労支援部会、工賃向上委員会ともに引き続き就労支援や工賃向上の取組みについて審議・意見聴取する予定となっています。まだ、具体的な日時については決まっていません。

　○会長

はい。ありがとうございました。それでは、最後に医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会につきまして、部会長よりお願いしたいと思います。

　○委員

同じ2－2の資料の7ページですねご覧ください。部会等の検討テーマですけれども、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等とその家族が安心して地域生活を送れるよう、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等の支援に関わる各分野の専門家と、地域の課題や対応策について検討を行うというものです。

これまでの進捗状況ですけれども、令和2年度は府内市町村において在宅で生活をする医療的ケア児の数を把握するために各医療機関に対して調査を実施いたしました。そして、令和4年度は府内に居住している日常的に人工呼吸器や経管栄養等の医療的ケアを必要とする18歳以下の児およびその保護者に対して、実態やニーズを把握するために調査を実施いたしました。また、部会にて医療的ケア児支援センター設置検討ワーキンググループを設置し、大阪府医療的ケア児支援センターの設置に向けて、センターが担う役割や機能について検討を行いました。

今年度に関しまして、来月開催予定をしております部会に関しては、医療的ケア児の支援センターについて、ワーキンググループが中心に活動していただいてます設置および役割という内容で、10月に予定しております。もう一つは、令和５年度の府の取り組みについて、府における医療的ケア児関連施設について、報告するという内容になっております。第2回目は来年の3月に開催予定をしており、第1回で議論しました医療的ケア児支援センターの活動について、相談の実績、会議の開催状況等について報告する予定です。もう一つの医療的ケアを要する重症心身障がい児等の支援に関わるコーディネーターにつきましては、配置活動状況についても来年の3月に報告を予定しております。

○事務局

ケアマネジメント推進部会から提言がありますので、部会長からご説明いただきます。

○委員

参考資料2―２をご覧ください。先程も少し触れましたケアマネジメント推進部会から市町村障がい者相談支援体制充実強化に向けた提言書というものを7月に出しております。

この資料2―２は、それらをまとめたものになりまして、提言書自体は35ページにわたる提言書となっています。提言の目的は、先程申しましたように昨年度大阪府自立支援協議会の方から出された提言書である地域における障がい者等の支援体制の中で、市町村における障がい者へ相談支援体制の整備強化ということがありましたので、それを基に提言書としてまとめたものになります。

この提言書では、まず相談支援の動向として、これまでの相談支援の変遷ということをまとめて大阪府下における現状と課題を整理しています。資料の方の現状と課題をご覧ください。まず、令和4年4月時点で大阪府内における指定特定障がい児者の相談支援事業所に配置されている相談支援専門員は9年前と比較すると、おおむね5倍に増加しています。ただ一方で、廃止事業所も多く、計画相談が必要な障がい者の増加に追い付いていない現状もあります。1事業者あたりの従事者は、2.05人で、9年前とほぼ変わらず、1人相談支援事業所の方等も多くいらっしゃるという現状があります。令和3年度末の府全体のセルフプラン率は全国平均を大きく上回っており、障害者総合支援法41.3％、国でいうと15.6％で全国ワースト１、児童福祉法50.5％、国平均で28.9％全国ワースト３ということでセルフプラン率が高いというのが現状となっています。これらは大阪府下において、市町村によってかなり差がありまして、100％近い計画相談の達成率をしている市町村もあれば、かなり低い相談支援実施状況になっている市町村もあると、大阪府下の格差が大きいという現状になっています。セルフプランの高い要因としては、相談支援専門員の不足、本人や家族が作成するセルフプランが多くなっているということで、本来必要な利用児者に計画相談が策定できていない状況があります。現在、基幹相談支援センターを設置していない市町村は７市町。これは、84％の設置で国平均は上回っている状況になっています。ただ先程もありましたように基幹相談支援センターの設置は努力義務となっておりますので、多くの市町村で設置されることは、今後望まれる形かと思っています。また、自立支援協議会の形骸化、地域支援の不足ということの中で相談支援が、機能していないという状況になっている市町村も多く見受けられる、これらの現状を踏まえて、市町村また府に対する提言をまとめています。

まず、各市町村に対する提言ということです。各市町村に対してセルフプランの実施状況ということを分析していただくと、相談支援員の人数などの数値化、相談支援体制の整備ということに取り組むことによって、障がい児や介護保険移行時等の適切な相談支援の実施に繋げていただくことが必要だと考えています。続いて、相談支援専門員が悩みを抱え込んでしまわないよう事業所内で日常的にスーパービジョンを行える体制整備や雰囲気の醸成ということを提言しています。これらについては、相談支援の体制について、最終的には重層的支援体制の中で困難事例の検討ができるという流れに持っていくために5層に分けて相談支援の体制整備を行っております。続いて、基幹相談支援センターを設置していない市町村に対しては、早期の設置ということを提言しております。続いて、府内の全市町村自立支援協議会が設置されていますが、課題の共有、解決に向けた地域作りができる体制の整備ということで、先程から議論になっています形骸化という状況をなくすために取り組みを強化していくことを求めています。特に次年度から整備される自立支援協議会における会議体の位置づけということもありますので、その中において困難事例の検討など、ネットワーク作りとか地域作りについて繋げていけるような自立支援協議会のあり方ということを求めています。続いて、施設入所者の地域移行を進めた後に市町村が地域移行の少ない施設に啓発的に働きかけることについても求めています。その他市町村に対して、アウトリーチの必要性や若手や1人相談支援従事者ネットワークの必要性、災害対応のための個別避難計画の進捗状況の把握、行動障がいや医ケア児支援、そのような相談支援ができるスーパーバイザーの必要性についても提言を行っています。

府への提言として、基幹相談支援センターが未設置の7市町に対し、設置に向けた課題解決へのバックアップということを求めています。続いて、障害者総合支援法改正を踏まえて、国マニュアルが改正される予定でありますので、併せて地域実情に応じた大阪府版の相談支援のマニュアルの作成ということを行って、相談支援体制の強化と会議体に備えた相談支援体制の整備ということを行っていくことを求めています。また、相談支援従事者が疲弊してバーンアウトすることのないよう支え合う体制作りや人材育成の観点から、国も継続した制度の見直しの働きかけを求めています。最後に本部会において作成した大阪府相談支援専門人材育成ビジョンに主任相談支援専門員の役割や活動好事例などを追記したブラッシュアップを図る予定をしています。他にも初任者、現任者主任専門コースなど相談支援従事者研修の充実ということも府に対しての提言として求めています。以上で提言書の大まかな内容となっています。

○会長

はい。ありがとうございました。私も拝見させていただきましたが、非常に内容が良いものとなっているため、府としてはこの提言を受けとめていただくとともに、市町村がこの提言に対し真摯に取り組んでいただければと思います。それでは、各部会の報告につきまして、ご質問ご意見はございませんか。

○委員

委員からですね、ご説明をいただきましたこの提言ですが、とてもよくできていると思います。来年4月から総合支援法の改正施行がありますが、そこでの自立支援協議会とか基幹相談支援センターの位置づけが多く変わりますので、そのような意味では良いタイミングで出していただいたと思っています。私も読みまして、併せて解説動画を提供していただいていると思いますが、これは市町村でどれぐらい活用されたのか、7月に発出されたばかりで期間は経っていませんが、把握をしていただければと思います。と言いますのも、未設置のところが７つということですが、すでに設置をしているところでも再三出ていますが、非常に形骸化しているところもあり、そのような意味では、この際、原点に戻って、取り組んでいただきたいという思いもすごくあります。また、アドバイザー派遣に手を挙げない、ヒアリングもあまり残念ながら資料を出さない、意見交換会も出席しないという市町村が残念ながらいくつかあると私の方で把握をしているが、そのようなところにもぜひ積極的に働きかけを大阪府としていただきたいなと思います。

○会長

はい。ありがとうございました。冒頭の事務局の説明で各市のヒアリングとかありましたが、これが良質な違いは地域特性と言えますが、その悪質な違いは格差以外何物でもないので、そのあたり本当に自治事務ということを考えると市・町の考え方というかスタンスが非常に大きく、その意味では、今回ケアマネジメント推進部会の提言を本当に活用していただければと思います。余談になりますが、皆様方大阪府の方々だと思いますが、他県の者からすると、府のホームページは充実しています。今回は少し説明がありませんでしたが、一昨年ごろには、高次脳機能障がいの方への支援に関しての手引きなど、本当に参考になるような手引き、マニュアル等が次々にこの協議会なり、府で作成されていますので、これらを活用していければ、報告書等のクオリティは高いと思いますので、各自治体あるいは府としても参考にしていただければと思います。

○委員

確認となりますが、就労支援部会の中で工賃向上計画委員会があったと思います。その中では、コロナの影響で、この収入面であまり増えていないようなことを伺ったが、現状と今後の展望につきまして何かございましたらお願いしたいと思います。

○会長

はい、ありがとうございます。これに対しまして、何かございますでしょうか。

○委員

はい。私自身が工賃向上計画委員会に直接出ているわけではないですが、工賃については微増ですが、上がっている状況と思っています。コロナの影響も一時期あったかと思いますが、現在の段階では徐々に元の状況に戻ってきているとは、思っていますが、何か事務局の方でも説明がありますか。

○事務局

自立支援課です。着座でお答えさせていただきます。工賃ですが、速報値が出ておりまして、令和4年度の実績が13,681円となっています。令和3年時点で、12,786円ということなので、向上しているというところになっています。全国につきましては、令和4年度まだ実績は出ていないというところです。令和3年度につきましては、16,507円ということですので、大阪府はまだ低いということには変わってはいないですが、その中では上がっているという状況でございます。

○委員

大変よくわかりました。現状におきましてもやはり増加傾向にあると、それは大変嬉しく思っています。ありがとうございました。

○委員

聴覚障がい者のことになりますが、参考資料の2－2、ケアマネジメント推進部会の件となりますが、2年か3年前から、私は相談支援事業所二つ運営をしている立場で、いつも相談支援専門員が辞めてしまう。また募集してという繰り返しです。その悩みのお話をしたと思います。それに対して、調査をしてほしいということを求めましたが、それがこの結果になっていると思っています。記載されているとおりに早く事業を進めて、大阪府の相談支援事業所の専門員、スタッフが元気になるような内容を早く形に出してほしいと思っています。来年度からでも、出していただきたいなと思っています。よろしくお願いします。

○会長

はい。ありがとうございました。非常に大事な視点であると思います。その燃え尽きてしまうということに関しては、大阪府も課題として認識していただいていると思いますし、隣の兵庫県でも、初任者から6ヶ月ぐらいの方を対象に、これは社協の活動になりますが、悩みの相談をする場とか、そのような形で、孤立化を防ぐような取り組みが様々なところで始まっているようでございます。はい、貴重なご意見ありがとうございました。

○委員

私もケアマネジメント推進部会が出された提言について、質問させていただきたいが、今、委員からも職員の方が辞めてしまうとか、色々バーンアウトの問題を発言されたと思います。この提言の中に市町村へとか府への提言ということで、スーパービジョン体制の整備ということが書かれていると思います。とても大事なことだと思いますが、具体的にスーパーバイザーはどのような方達を想定されているのかとか、スーパービジョンの体制整備、何か現時点で考えていることがあれば、教えていただきたいと思います。

○委員

そもそも相談支援員が継続して働くということにおいて、大きな課題になっていることは単価の問題と思いますが、この報告書ではそこのところと別の視点ということで、相談支援のエンパワメントを考えて、相談支援員の育成の点など、継続に繋がるような中で、日常的スーパービジョンを出しております。実際に例えば1人相談支援事業所であっても、１人相談支援事業所のネットワークや若手相談支援員のネットワークを作っているような自立支援協議会もあり、バーンアウト防止ということでやられているなど、普段から出来合うような体制が大事ということを訴えていまして、そこから困難事例が出てきた時にしっかりと自分の悩み事が地域の中で相談支援者が相談できるというようなグループスーパービジョンの体制で、更にスーパーバイザーという地域の中で設定することが大事ということを提言させてもらっております。スーパーバイザーの設置ということについても大阪市では、行動障がいのスーパーバイザー、医ケアの相談支援のスーパーバイザーみたいな方を設定することも非常に進んできていますので、各市町村の中でもそのような専門的な相談支援をできる方を設定していくということが大事であること求めている状況があります。あとは、そのような好事例をもっともっと集めていかないとと思いまして、例えば大阪市でモニタリングについては、頻回にモニタリングができるようにということで、そのモニタリングの指標を作成するなども始まっています。そのようなところをケアマネジメント部会の方から、出していくことによって、相談支援員のエンパワメントというところに繋げていけたらなと思います。

○委員

一つ二つ聞きたいところがあるが、私も資料2－2の提言内容の市町村への提言のところの施設入所者の地域移行を進めるためには市町村の地域移行の少ない施設に啓発的に働きかけるという提言をいただいているが、地域移行は前年度も少し話したように地域移行される担当部署がどこなのか、援護の実施なのか、施設のある地域なのかという問題がまず一点あると思っているが、今現時点で自立支援協議会、基幹相談支援センターとの関わりの中で、入所施設の地域移行を進めるための部会が、実際、大阪府下にあるのかどうかという点が一つ聞きたいのと、基幹相談支援センターの未設置の７市町があるにも関わらず、今年度の資料2－1の裏面、今年度から新たに「基幹相談支援センターの連絡会」を開催予定となっているが、ここに入れないとなると情報が得られないし、より取り残されていくというような危惧がありますが、そのあたりはどのように考えていただけるのか、もし分かったら教えていただけたらなと思っています。

○会長

はい。おそらく後段については、例えば基幹相談支援センターの未設置である場合には、当然ながら援護の実施者として、その基礎自治体が参加すべきというような、そのような促しもできるとは思いますが、前段の部分は、地域移行をそもそも検討するような部会、このような状況については、事務局方で聞き及ぶ範囲でよろしいですが、何か分かりますか。

○事務局

障がい福祉企画課です。市町村のアンケート調査を実施しておりまして、待機者に関する検討の場合などありますかという質問に対して、８市町村がありますというお答えいただいている現状はあります。ただこの8ですが、少し個別に見ていくと精神の関係の退院促進の話を主にしていると思います。詳細の分析はできていませんので8全部があるとまでは少し言い切れないですが、いくつかの市町村においては、そのよう取り組みをされていると聞いております。

○事務局

地域生活支援課から補足でございます。先ほどの施設からの地域移行に関する取り組みということで、昨年度の市町村に対するアンケート調査の部分で、今年度ではなく昨年度実施しました調査によりますと、地域移行の検討は19の市町村が検討されているということでして、検討の場としては自立支援協議会、市町村基幹相談支援センターといったところで検討自体はされているということでございます。また、先程の基幹相談支援センターの連絡会につきましても貴重なご意見ありがとうございます。粘り強く、未設置の市町村に対しても、私どもから働きかけて行政から出席していただくようにお願いをさせていただく予定にしています。

○会長

ありがとうございました。設置していないから参加しませんというのが、まかり通ってしまうと、少しおかしな形になってしまいます。

○委員

就労支援部会の部会長としての意見となりますが、これまで就労支援部会の方でも、この相談支援専門員のことについては、いくつか意見が出ていまして、特に提言にありましたように相談支援専門員が不足しているという状況、相談に行ってもなかなかうまく相談にのってもらえないということがあるという話があって、障がいがあって働きたい場合、働きたいがどのようにしたらいいのか、働けそうにもかかわらず、相談支援専門員の方が働くことが頭に想定がないというようなケースが、よくあるということで、そもそも人数は不足していて提言を出されているが、相談スキルの面で、どちらかといえば介護とか移動の支援等をケアマネジメントをされる方には頭にイメージがあると思うが、障がいのある方も当たり前に働く、働けるということをしっかりと理解していただいて、働く可能性についてもぜひこのプランの中に取り組めるようにしていっていただきたいとよく就労支援部会の意見と出てきていますので、ぜひともこの提言内容の府への提言のところの大阪府版マニュアルを作成があると思いますので、何か就労についても、何か一言二言でも、相談支援専門員の方に気づいてもらえるように自分が全部解決しなくても、その就労の事業所の得意な方に相談をしてもらえるような、繋がりが作れたらと思いますので、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員

今の就労部会の話もだが、部会を構成すると物事が進むなと本当に思います。医療的ケアの部会をお願いして作っていただき、今日も報告をいただきまして着実に進んでいるという感想を持ちました。そうしますとこの障がい者の分野でなかなか部会に入れてもらえない、構成されてない課題が実はまだまだたくさんあると思います。しばしばこの会議で私も発言させていただきますが、少し今私の中でのテーマがいくつかありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。強度行動障がいにつきましては、この自立支援協議会の全体で議論しまして、実質的に前に進んだと思いますが、強度行動障がいについても、その支援する人材についてはもう少しきめ細かく検討する必要があると思いますので、ぜひそのような意味では強度行動障がいの支援部会を検討していただきたいと思います。それから、障がい児については、発達障がいではなく、知的障がい、肢体不自由児の新しい療育、新しい支援方法、あるいはアプリがいろいろ開発され現場でも随分と広がってきているが、それを少し体系的に取り上げた、そのような部会が欲しいと、障がい児もそのような支援を療育支援、発達支援部会が欲しいと思います。私は和泉市の自立支援協議会に関わっているが、そこでは新しくその子ども支援部会という子ども部会を作っていただいて、そういうことをやろうとしています。それから、知的障がいの分野で言いますと、家族支援というものを正面から取り組んでいただけたらと思います。やはり、虐待というところもしばしば出てきます。警察のＤＶのことが通報されまして、虐待統計にドーンと大きく掲載されるが、少しその辺りを対応していかないと、障がい児とか障がい者の虐待の実数が多分見えてこないと思いますので、そう言う意味では家族支援をまとめた部会が欲しいと思います。

話が変わりまして、分かり易い情報提供やはりまだまだだと思います。合理的配慮の義務化が来年4月からになりますが、そうなると分かり易い情報提供の部会は欲しいなと思いますし、しばしば出ておりました障がい分野に有効な人材確保、高齢分野では色々出ております外国人については、活用を図っているが、なかなかその外国人材は障がい分野には回って来ない。そうなりますと障がい分野に有効な人材確保の部会も欲しいと思いますし、また人生の終末期、見取り、終末ケア、そのようなところは避けて通れない課題でありますから、それもぜひ部会を構成していただけたらと思います。少し前に知的障がいの結婚が話題になりました。それで言いますと障がい者の家族形成とか育児支援の視点もぜひ欲しいなと思いますし、更に来年度国の概算要求で大きく予算が要望されているICTとかロボットを使った支援、そのようなものがこれからかなり入ってくると思いますので、ICTやロボットを使った支援を検討する場もぜひ欲しいなと思いますので、一気にはいかないと思いますが少しづつ部会の構成するエリアを広げていっていただけたらと思っています。

〇会長

はい。ありがとうございました。いくつかが新たな視点である、検討すべき提言をいただいています。新たな部会とするのか、あるいはその部会の中のですね、重点的な項目、例えばプロジェクトであったり、ワーキングとして練り上げていくのかといった点、これらについては、また府の事務局の中でもご検討いただければと思いますし、それではお時間に参っておりますので、あともうお一方くらいになりますが。

○委員

初めて参加させていただいておりまして、様々な取り組みをお伺いして大変勉強になりました。ありがとうございます。委員からも提言がありましたが、資料2－1については、地域における障がい者等の支援体制についてという提言内容を拝見させていただきますと、大半の内容は、強度行動障がいの方の支援が上がっていると思いまして、これは国の厚労省の方も非常に課題と感じておられて、昨年度は強度行動障がいを有する方の地域生活を検討する会が厚労省でも検討されて、様々な提言があったということですが、率直になぜ強度行動障がいの方の部会がないのかということを少し感じまして、私は強度行動障がいの方の地域生活支援をさせていただいていて統括、サビ管もさせていただいているが、全国から見学に来ていただくこともあるが、各都道府県、様々な市町村に強度行動障がい支援部会を置いているところが非常に多い。その部会から見学に来ましたというようなことが非常にたくさん上がっておりまして、どこも全国的にも課題ということは感じているところですが、先程ご意見もありましたが、ぜひともそのような部会を作っていただくことで、それぞれの各部署では様々な取り組みを開始されていると思いますので、それをまとめて、検討することによって、より効果的に進められていくのではないかなと感じました。

○会長

それではお時間も参っておりますので、本日ご意見、出し切れなかった部分につきましてはこの後また事務局さんの方にお寄せいただきまして、それでまた次回、また委員会等で揉んでいきたいと思っています。それでは以上で本日の議題に関しましては全て終了したかと思いますので議事を事務局さんの方にお返しいたします。よろしくお願いします。

○事務局

本日は委員の皆様には闊達なご議論をいただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和５年度第1回大阪府障がい者自立支援協議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

終了